

令和2年11月30日

懲戒処分の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行ったので公表します。

○事案1 窃盗容疑により逮捕された事件について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和2年11月30日
- (2) 処分内容及び職員の所属・職名・氏名・年齢・性別
免職 まちづくり推進部まちづくり推進課
主事 浜田 和貴 29歳 男
- (3) 非違行為の概要

本件については、不正に入手した知人男性のキャッシュカードを使い、令和2年4月8日、大崎市内のスーパーマーケットにある現金自動預払機で、現金1万円を引き出し盗んだ疑いにより、令和2年10月14日に古川警察署に逮捕されたものであります。

また、令和2年10月26日には、令和元年11月1日から令和2年2月12日頃に、知人女性のキャッシュカード1枚を盗んだ疑いにより古川警察署に再逮捕され、令和2年11月16日には、不正に入手した知人女性のキャッシュカードを使い、令和2年2月11日、登米市内のコンビニエンスストアの現金自動預払機で、現金10万円を引き出し盗んだ疑いにより古川警察署に再逮捕されたものであります。

被処分者は、これら窃盗行為を繰り返していたものであり、複数の非違行為を総合的に判断し、上記処分としたものであります。

○事案2 私有車運転による指定速度違反（30 km/h 超過）について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和2年11月30日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
戒告 会計年度任用職員 27歳 女
- (3) 非違行為の概要

本件については、令和2年9月21日、私用により私有車を運転中、制限速度40 km/hのところを70 km/h（30 km/h 超過）で走行し、道路交通法違反（速度超過違反）により検挙されたことから、被処分者の過去の交通違反歴等を勘案し、上記処分としたものであります。

○ 市長コメント

職員の法令順守、服務規律の確保や交通ルールの厳守については、これまでも再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、職員が不祥事により逮捕されたことや、交通法規違反を惹き起こしたことにより、再び市民の皆様への信頼を損なうこととなったことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

当該職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう、一層の綱紀粛正と倫理観の向上、さらには管理体制の強化に努め、一日も早く市民の皆様への信頼を回復するよう最大限努めてまいります。

[問い合わせ先]
総務部人事課
電話：0220-22-2145（直通）
担当：課長 幡江 健樹